

服装規定

1 共通

(1) 制服

①上衣

ア 冬服 本校所定のもの

校章を左胸につける

本校所定のシャツ（マーク入り）

本校所定のネクタイもしくはリボンをつける

合服 本校所定のシャツにネクタイもしくはリボンをつける

本校所定のベスト着用可とする

夏服 本校所定の白半袖シャツ（マーク入り）または、長袖シャツ（マーク入り）

②下衣

本校所定のスラックスもしくはスカート

(2) 靴

革靴（黒）または運動靴（黒もしくは白基調のもの）

かかとの高くない、くるぶしの見えるもので通学に適したもの

(3) 靴下

黒もしくは紺色でくるぶしの隠れるもの

ストッキングおよびタイツを履く場合は、黒色かベージュ色の着用を認める

(4) 鞄

通学に適したもので、紙袋や閉じることができないものは不可

2 更衣の期日

各自で寒暖に応じて制服を着こなすこと（更衣の期日は設けない）

3 その他

(1) 髪は高校生にふさわしい髪型で、清潔感があり、学習・運動時に支障がないこと。パーマ・染色・加工は禁止する。

(2) 雨天時はレインコートおよびレインシューズを着用しても良い

(3) セーターについては、無地で、Vネックで、色は黒・紺・白・灰・ベージュとする。（カーディガンも同様とする）

(4) 防寒のためコート、マフラー、手袋を着用しても良い。コートの色は、黒・紺・灰色とし、フード付きも可とし、ボタン等危険のないものとする。

(5) 防寒着として、部活動で購入している上着を着ても良い。

(6) 体育およびスポーツ行事等における服装は、本校所定のものとする。

(7) 疾患その他特別な事情があつて、既定の服装ができない場合は、異装届（本校所定の用紙）をホームルーム担任に提出し、許可を受けること。

(8) 土、日、祝日および長期休業中の部活動に参加するときの、登下校における服装は、本校所定の体操服もしくは、各部活動で統一されたウェア等でも可とする。

附則 本規定は令和6年4月1日から施行する。